

企画教育委員会記録

1 日 時 令和4年3月11日(金)
午前 9時57分 開会
午前10時55分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 小野辰夫 | 副委員長 | 白川 誉 |
| 委員 | 小野志保 | 委員 | 神野恭多 |
| 委員 | 河内優子 | 委員 | 高塚広義 |
| 委員 | 永易英寿 | 委員 | 藤田幸正 |
| 委員 | 近藤 司 | | |

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長 加藤 龍彦

企画部

部長 亀井 利行 総括次長(財政課長) 木俣 浩毅

総合政策課長 加地 和弘 別子銅山文化遺産課長 藤田 和久

地方創生推進課長 近藤 淳司

総務部

部長 岡田 公央 総括次長(市史編さん室長) 和田 隆宏

次長(人事課長) 高橋 聡 契約課長 松平 幸人

債権管理課長 尾崎 安孝 人事課主幹 伊藤 伸明

市民環境部

次長(環境施設課長) 小野 隆典

教育委員会事務局

教育長 高橋 良光 事務局長 高橋 正弥

総括次長(スポーツ振興課長) 佐藤 博幸 次長(教育力向上推進監) 中上 郁夫

次長 矢野 雅士 次長(文化振興課長) 菅 春二

次長(文化振興課参事) 曾我部 みさ 社会教育課長 竹林 栄一

学校教育課長 中西 輝宣 学校教育課参事 鈴木 今日子

6 議会事務局職員出席者

議事課副課長 鴨田 優子 議事課主任 越智 雅弘

7 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

8 会議の概要

○ 開 会 午前 9時57分

●小野委員長：〈開会挨拶〉

○加藤副市長：〈挨拶〉

○総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第2号 工事委託契約の変更について

○松平契約課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●近藤委員：1億2,000万円くらい減少金があるということだが、その主だった要因は何か。

○小野市民環境部次長（環境施設課長）：主な原因としては、財団が発注する解体撤去工事の入札減少金が全部で4億8,700万円ほど、またPCB等の廃棄物の処分・運搬費用が1億1,500万円ほど減少しており、全て合わせると6億1,400万円程度の減少となったことから、負担割合に応じて新居浜市として1億1,700万円ほど減額している。

●近藤委員：ということは、新居浜以外の市にも同じように減少金が発生しているということか。

○小野市民環境部次長（環境施設課長）：それぞれ負担割合が違うため、6億1,400万円をその負担割合で減額させている。

●近藤委員：これだけ大きな金額の減少は、相当の見込み違いだろうと思うが、その辺りはどうか。

○小野市民環境部次長（環境施設課長）：最初は実施設計の段階で契約しており、入札段階の契約ではないため、5市町において負担上限額で契約していた。実施設計の後、入札の結果としてこれだけの減額が出たということである。実施設計業務、監理業務はコンサルに発注して実施しているが、その実施設計額より入札額が減少したということである。

●近藤委員：今の廃棄物処理センターが全部更地になった後、次の段階としてはどういったスケジュールになるのか。

○小野市民環境部次長（環境施設課長）：工事が完了すると、財団で土地の売却の事務手続を行っていくと伺っている。

●近藤委員：これは令和3年度事業ということだが、まだ事業は終わっていないということか。

○小野市民環境部次長（環境施設課長）：財団の売却後、売却益が出ると、負担割合に応じて県及び5市町に分配される。それが令和4年度になるものと考えている。

●近藤委員：工事自体は終わっているのか。

○小野市民環境部次長（環境施設課長）：工事としては令和3年度、3月31日までの工期であるため、令和3年度で終了する。

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

◇議案第4号 新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋総務部次長（人事課長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●高塚委員：第24条について、職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に係る相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置が規定されているが、これらを担当する

部署は決まっているのか。

○高橋総務部次長（人事課長）：人事課で執り行うことになると思うが、市長部局以外についても、その人事担当部署がまず窓口となり、全体的には人事課で御説明できるような環境を整えたいと考えている。

●高塚委員：施行日である4月からそのような体制を整えるということによいか。

○高橋総務部次長（人事課長）：そのように捉えていただいて結構である。

●藤田委員：第23条第1項について、当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないとなっているが、現状についてはどのような取扱いになっているか。

○高橋総務部次長（人事課長）：現在においても、そのような状況になった場合には人事課に来ていただき、今の状況でできることを個別に御相談している。

●神野委員：男性、女性どちらにも当てはまる条例であるのか。現在の取得状況は、またこれを施行することによってどのように変化すると見込んでいるか。

○高橋総務部次長（人事課長）：まず現在の取得状況について、過去3年間の正規職員については、女性職員は取得率100%である。男性職員は過去3年間で2名取得している。在職期間1年未満の非常勤職員も該当になるということで、取得される方が増えていくだろうと想像している。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第7号 新居浜市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

○尾崎債権管理課長：<説明>

<質 疑> な し

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時15分／再開 午前10時16分

○予算議案（企画部その他関係者）

◇議案第28号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第12号）

○木俣企画部総括次長（財政課長）：<説明>

<質 疑>

●近藤委員：商工費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2億円余り減額になっているが、その要因はどうか。

○木俣企画部総括次長（財政課長）：先に補正予算で措置した営業時間短縮等協力金の事業費部分と事務費部分の合計であり、予算措置したときに見込んでいたよりも歳出の実績が少なくなる見込みのため、減額するということである。

●近藤委員：実際は少なかったということか。

○木俣企画部総括次長（財政課長）：そうである。

●近藤委員：減債基金積立金6億1,645万3,000円と財政調整基金積立金6億8,720万6,000円をそれぞれ積み立てるということだが、積み立てた後の基金の状況はどうか。

○木俣企画部総括次長（財政課長）：まず減債基金の2月補正後の残高については、今年度末で11億9,416万7,000円となる見込みである。次に財政調整基金について、今年度末で18億751万8,000円の残高となる見込みである。

●近藤委員：先日の一般質問で、財政調整基金は幾らかという質問に対し約 10 億円という答弁だったと思うが、これはいつの時点での話なのか。

○木俵企画部総括次長（財政課長）：一般質問での答弁の約10億円については、今年度末見込みの18億円から、当初予算で繰入れを計上した7億5,000万円余りを引いて、当初予算編成時点での見込額が約10億5,000万円ということである。

●神野委員：市税について、個人、法人ともに見込みよりも増額ということだが、もともと少なめに見積もっていたのか、それともコロナで何か動きがあったのか。本来であれば下がるものだと感じていたが、このような結果になった要因を教えてほしい。

○木俵企画部総括次長（財政課長）：市税について今回追加補正を行う要因については、先ほど神野委員が言われたように、当初予算ではコロナの影響を加味してもっと減るだろうと予測していたが、昨年の12月末ぐらいの時点での見込みでは、そこまでは落ちていないということだったため、今年度末までの歳入見込みに準じて、今回トータルで7億円の補正をさせていただいた。

●神野委員：これはコロナ前の金額に比べてどうか。

○木俵企画部総括次長（財政課長）：今回の補正を加えた今年度の市税全体での見込みとしては、例年に比べると若干落ちているくらいのイメージである。

休憩 午前10時31分／再開 午前10時32分

○佐藤教育委員会事務局総括次長（スポーツ振興課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●神野委員：スクール・サポート・スタッフ配置事業費が1,000万円ほど減少ということで、先ほど新型コロナウイルスの影響でという説明があったが、いまいちぴんとこない。詳しく説明してほしい。

○中西学校教育課長：この減額については、県の補助事業であり、当初20人で要望していたが、補助の範囲が7人分となった。この補助の範囲内での事業実施ということで運用しており、残りの13人分を減額したものである。

●神野委員：県が7人分しか補助しないというふうに途中から変わったということか。

○中西学校教育課長：当初の予算要望の段階では満額で要望していたが、結果が出るのが年度が替わってからのため、結果が7人分であったということである。

●白川副委員長：小中学校 I C T 環境整備推進事業費が繰越しになっているが、どういった業務が残ったのか。

○中西学校教育課長：当該事業費は、教員用タブレットの補充ということで、90人分のタブレットを購入するものである。

●近藤委員：それに追加して、教員用タブレット 90 人分ということで、小中学校の教員1人1台ということではないと思うが、今の状況はどうか。

○中西学校教育課長：教員623人に対し、整備済みが388台、普通教室分の整備である。235台分不足している状況であるが、今回90台を補充する。145台分は不足しているが、予備費で対応していく流れとなっている。

●永易委員：関連だが、何年周期ぐらいで更新していくのか。

○中西学校教育課長：契約期間が5年であるため、5年単位で検討していく。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

休憩 午前10時40分／再開 午前10時41分

○教育委員会関係（教育委員会事務局その他関係者）

◇議案第9号 新居浜市文化財保護審議会条例の制定について

○菅教育委員会事務局次長（文化振興課長）：＜説明＞

＜質疑＞

●高塚委員：今回の文化財保護審議会設置にあたり、メンバーや人数等は決まっているのか。

○菅教育委員会事務局次長（文化振興課長）：まず委員については、条文の中で10人以内と規定している。文化財保護に関して専門的な知識、経験を有する方を選定させていただきたいと思っている。

●高塚委員：メンバーとして、学識経験者など文化財関係の知識があるような方を中心に選定するということだが、市内と市外の割合はどうか。

○菅教育委員会事務局次長（文化振興課長）：メンバーの選定については、市内に在住の方、また御勤務をされている方で、それぞれの分野での知識を有する方を選定させていただきたいと考えている。

●近藤委員：教育委員会から市長部局に移して、審議会をつくるための条例ということだが、どういった目的があるのか。

○菅教育委員会事務局次長（文化振興課長）：平成31年4月に文化財保護法等が改正され、市長事務部局で事務を行うことが可能になった。これまで文化財保護については、様々な方法で取り組んでいたが、過疎化や少子高齢化といった時代に対応し、地域社会総がかりで文化財保護に取り組んでいこうといった中で、今回市長事務部局に移管されることに伴い、文化財保護法第190条第2項に、地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合においては、当該地方公共団体に文化財保護審議会を必置とするという規定もあるため、今回これに基づいて条例を制定するものである。

●近藤委員：移管することによって、どういうメリットが出てくるのか。

○菅教育委員会事務局次長（文化振興課長）：例えば、現在観光といった意味合いで、地域の文化財保護を広く捉えていこうという傾向にある。そういったことが、市長部局に移管されることでよりスムーズにできるということである。

●近藤委員：近代化産業遺産などの扱いも大分違ってくるのか。

○菅教育委員会事務局次長（文化振興課長）：文化財全てということであるため、近代化産業遺産も含めて広く市の文化財を対象として進めていくことができると思っている。

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第32号 訴訟上の和解について

○中西学校教育課長：＜説明＞

＜質疑＞ な し

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

休憩 午前10時50分／再開 午前10時51分

○言青原頁・陳情関係

◇陳情第1号 国交正常化50周年に際し、政府に日中不再戦、平和友好の外交を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●白川副委員長：日中友好など平和友好は非常に望むことではあるが、外交というのは国の専権事項だと思うため、慎重に取り扱うべきだと思う。調査研究も含めて継続審査でお願いしたい。

休憩 午前10時52分／再開 午前10時53分

◇請願第2号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●神野委員：インボイス制度については、税の公平性においては非常に重要だとは思いますが、前回とコロナの状況などが変化していないこともあり、中小企業についても、まずは回復することに注力していただきたいということで、現段階としては引き続き継続審査でお願いしたいと思う。

休憩 午前10時53分／再開 午前10時54分

○ 閉 会 午前10時55分

企画教育委員会付託案件表

令和4年3月11日

○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第 2号 工事委託契約の変更について

議案第 4号 新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 新居浜市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第28号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第12号）

| | |
|-------------------|-------------|
| 第1表 歳入歳出予算補正中 | ページ |
| 歳入 全部 | 4・5・18~29 |
| 歳出 第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | 6・30・31 |
| 第10款 教育費（財源補正を除く） | 7・49~51 (※) |
| 第2表 継続費補正 変更 | 8 |
| 第3表 繰越明許費補正 追加 | |
| 第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | 9 |
| 第10款 教育費 | 10 (※) |
| 第4表 地方債補正 追加 | 11 |
| 第5表 地方債補正 変更 | 12 |

(※) 教育委員会事務局分

○教育委員会関係（教育委員会事務局その他関係者）

議案第 9号 新居浜市文化財保護審議会条例の制定について

議案第32号 訴訟上の和解について

○請願・陳情関係

陳情第 1号 国交正常化50周年に際し、政府に日中不再戦、平和友好の外交を求め
る意見書の提出方について

(継続審査分)

請願第 2号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出方について